

千葉市職員措置請求（21千監(住)第4号）に係る監査の結果について

1 請求人 市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉 村越 啓雄

2 請求日 平成21年11月5日

3 請求内容

各会派の目的外支出額合計4,466,095円を、「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例」第12条第2項により千葉市への返還を請求するよう千葉市長に勧告されたい。

4 監査対象事項

千葉市議会各会派に対し市長が交付した平成20年度の政務調査費が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

5 監査結果

(1) 結論

市議会各会派に対し市長が交付した平成20年度の政務調査費のうち、しんぶん「赤旗」の購読料及び市民ネットの2議員の新聞購読料については、返還されているので、市に損害はなく、また、その他のものについては、違法又は不当な公金の支出であったとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 理由（要旨）

ア 政務調査費の適否の考え方について

政務調査費は、議員の調査研究活動の基盤を充実させ、審議能力や立法能力を高めることにより地方議会の活性化を図るという制度の趣旨に鑑みると、調査研究活動に付随する費用も含まれるが、調査研究の費用であっても、議員の日常生活上当然に必要な費用など、公金をもって充てるべき内容を欠いているのであれば、政務調査費とは認められないと言ふべきである。

イ 予算要望書について

予算要望書は市民等からの意見、要望等を調査した結果作成されたものである。市民の市政に対する意見、要望等を聴取することは最も重要な調査活動の一つであり、そのためには、予算要望に当たって市民の意見、要望等がどのように反映されているかを報告することは、新たに意見を聴取する上で意味のあることである。

広報費は、「市民に報告する」と明記されており、市当局に配布するための予算要望書の作成経費は、資料作成費とするのが妥当であるとも言えるが、各会派の収支報告書には、「広報費」とする会派、「資料作成費」とする会派、「その他の経費」とする会派と分かれており、市民へ配布する分と市当局へ配布する分とを区別していないものの、いずれにしても政務調査費としての支出は妥当である。

ウ 会派のホームページについて

ホームページの内容をみると、議会報告や政策、市に対する要望の内容等市民からの意見・要望を聴取するための前提となる情報や、それらを聴取するためのメールの送付先や連絡先等が掲載され、調査研究活動や議会活動について市民に報告していることが認められる。

また、所属議員の紹介に係る情報は会派の構成を理解するうえで必要なものであり、市のホームページ等へのリンクは、閲覧者に対し便宜を図るために通常他のホームページにおいても設けられているものであるから、これらが含まれることをもって按分を要するとは言えない。

エ 新政ちばの議会だよりについて

議会だよりを3議員の選挙区だけでなく市内全域に配布し、調査研究活動、議会活動及び市政に関

する政策等を市民に知らせることは、市内全域から市政に対する市民の意見を的確に収集、把握するための方法として有効なものと認められる。

そして、議会だよりの内容は、市議会における質問とそれに対する答弁、市民との意見交換、行政視察等市政と関連するものと認められるから、特段問題があるとは言えない。

オ 市助産師会の年会費について

当該議員は助産師としての業務を行っていなかったために、市助産師会に加入していなかったが、議員に就任した2年後に会派の委任を受けて、現職助産師との交流を通して母子保健その他の情報を収集し、市政の調査研究に資することを目的に会員となったとのことであり、そうであれば当該議員の会員としての交流、研修会への参加等は会派としての調査研究活動の一環と認められるべきである。

カ 日本行政書士政治連盟の懇談会について

会派の説明によれば、本件の日本行政書士政治連盟の懇談会については、各議員が初めて参加したものであるが、出席の目的が行政書士の業務内容、市民から行政書士に寄せられる相談内容等について聴取することであれば、各議員にとっては実質的に政務調査のため懇談会に臨んでいると言え、また当該懇談会への出席は初めてのことであるから、市政に関する調査研究活動であると認められ、その会費もマニュアルに適合した金額であるので、使途基準に合致する。

キ 原子力空母母港化学習会について

市は平和啓発や災害対策に関し様々な施策を展開しており、原子力空母の寄港地である横須賀市が市と同じ東京湾岸に所在することなどからして学習会の内容は市政に関連するものと言えるから、その参加費は使途基準に合致する。

ク 新聞の購読料について

しんぶん「赤旗」については、マニュアルに「所属政党以外の政党の発行する新聞・雑誌の購読料については、購読部数が1部のみであれば支出は可能」と記載されており、明らかに使途基準に適合していない。

新聞の情報は市政の様々な点において関連を有するものであり、議員がこれらを収集・分析することは政務調査費の制度趣旨である審議能力等の強化、調査活動基盤の充実に合致すると認められる。

しかし、市民ネットの2議員は、購読している1紙分について政務調査費を充てており、通常の一一般家庭では新聞1紙が購読されていることから、議員の日常生活上当然に必要な費用に当たるので、例えそれが市政に関する情報収集を目的とした調査研究活動に当たるとしても、問題がある。

なお、共産党は、しんぶん「赤旗」の購読料について、また、市民ネットも、前記2議員の新聞購読料について、政務調査費の支出としては誤りであるとし、返還されたので、市に損害はない。

(3) 意見

政務調査費については、制度の趣旨からして、市政に関する調査研究の実が挙げられるよう使用されるべきものであり、その使途内容について市民の理解を得られるようにすることが必要である。

また、可能な限り市民に公金支出の効果を説明できるよう、政務調査の実施にあたっては、その結果を記録しまとめるなどして、政務調査の成果を残すようにしておくことが望ましい。

千葉市議会においては、地方議会の果たすべき役割を踏まえ、平成20年度分の政務調査費から1円以上の全ての支出について領収書を添付して報告し、これを閲覧できるように改善するなど市民への情報公開に積極的に取り組んでいる。

今後とも、こうした観点に立って政務調査費の適正化に努められるよう要望する。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第1号をご覧ください。